

飲食店の「子どもの居場所」への参加促進モデル事業(10箇所開催モデル) 業務委託仕様書

1 委託事業名及び委託期間

- (1) 委託事業名 飲食店の「子どもの居場所」への参加促進モデル事業
(10箇所開催モデル)
- (2) 委託期間 契約日から令和6年3月31日(日)まで

2 業務目的

三重県内でも、子ども食堂や無料学習支援教室等の子どもが気軽に集える場所(以下「子どもの居場所」という)は増加傾向にあるが、その分布には地域格差があり、県内の子どもの誰もが利用できる状況に至っていない。

また、令和4年1月に本県で実施した「令和3年度子どもの居場所現況・実態把握調査」によると、子どもの居場所を運営していくにあたって、設備や場所の確保が課題であるとの意見が多く寄せられた。特に”食”を提供する子どもの居場所については、子どもの居場所が増加するに伴い、調理設備を有する公民館などの公的施設の確保が困難となっており、子どもの居場所を増やしていくにあたって、妨げとなっている。

県内各地に存在し、”食”を提供するための調理設備や人材、ノウハウを持つ飲食店は、子どもの居場所開催へのハードルが低い。そのため、本県において子どもの居場所をさらに増やしていくためには、飲食店における子どもの居場所の開催を支援していくことが必要である。

本事業では、地域において、学校給食のない長期休業期間(冬休み)を中心に子どもの居場所を開催していただける飲食店を掘り起こし、既存の子どもの居場所や市町、学校、社会福祉協議会等の関係機関と連携することで、子どもへの”食”の提供機会を増やすことを目的とする。

さらに、事業終了後は参加飲食店にヒアリングを行い、子ども食堂継続の意向等も確認し、子どもの居場所への移行と新規開拓を促すとともに、モデル事業実施以外の地域の飲食店や子どもの居場所運営者、市町、関係団体等への情報共有を図ることで、同様の取組が県内に波及していくことをめざす。

3 業務内容

(1) 子ども食堂の開催が可能な飲食店の開拓

地域において、子ども食堂の開催が可能な飲食店を 10 か所開拓すること。また、飲食店の開拓にあたっては、参加を希望する飲食店を対象とした説明会を開催すること。

【開拓実現性】

(2) 飲食店における子ども食堂の開催支援

飲食店が子ども食堂を開催するにあたって、必要となるノウハウや情報を提供する等、開催に向けた支援を行うこと。また、飲食店が子ども食堂を開催する際には、食材費等開催経費の補助として飲食店に対して1食あたりの必要経費を支払うこと。なお、本事業における食の提供数は 400 食とする。【開催ノウハウ】

(3) 飲食店における子ども食堂の開催

学校給食のない長期休業期間（冬休み）を中心に、飲食店において子ども食堂を開催すること。開催にあたっては、飲食店と調整の上、効果的な日程での開催とすること。

【開催調整】

(4) 地域との連携

飲食店において子ども食堂を開催するにあたっては、地域における既存の子どもの居場所や市町、社会福祉協議会、学校等と連携し、事業を実施すること。

【地域との連携】

(5) 開催後の飲食店へのヒアリング、子どもの居場所への移行支援

子ども食堂開催後、参加飲食店に対して、開催してみた感想や、開催にあたっての課題等のヒアリングを行うこと。また、事業終了後も子ども食堂を継続していくかの意向も確認するとともに、継続する場合には必要な支援を行うこと。なお、参加飲食店のうち 50%以上が、事業終了後も子ども食堂を含めた子どもの居場所の活動に関わることを目標とする。【継続支援】

(6) 事業の広報活動

本事業で開催する子ども食堂について、チラシやSNS、ホームページ、地元広報誌等を活用し、効果的な広報活動を実施すること。なお、別途企画提案コンペを実施する「子ども朝ごはん食堂への参加促進モデル事業（10箇所開催モデル）」と同一地域での事業実施の場合、受託事業者と協力し、両事業の実施にあたって効果的な広報活動に努めること。【広報活動】

(7) 事業実施レポートの作成

本事業による子ども食堂の開催実績や、参加飲食店からのヒアリング結果、事業終了後の子どもの居場所への移行状況等、本事業の成果や課題等を分析し、事業実施レポートとしてまとめること。

なお、レポート内容について、令和6年2月（予定）の市町担当者会議や居場所運営者の交流会での発表を行うため、個人情報等に留意のうえ作成されたい。

4 業務委託に伴う特記事項等

- (1) 受託者は業務執行にあたっては、総括責任者及び副総括責任者を定め、三重県に届け出ること。また、貸与する資料及び成果物等の管理に万全を期すこと。
- (2) 本業務の実施により生じた著作物に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果品の引き渡しをもって三重県に帰属するものとする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるので留意すること。
- (4) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。
- (5) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ③ 委託者に報告すること。
 - ④ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (6) 受託者が（5）の②又は③の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- (7) 業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、必要な措置を講じること。

5 その他

本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、速やかに三重県と協議すること。

6 事務担当

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県 子ども・福祉部 少子化対策課

子ども応援班 岡村・村居

電話 059-224-2057

Eメール shoshika@pref.mie.lg.jp